案件

「建築基準法」の一部改正に伴う手数料の設定等について 審査指導課

1. 政策等の背景・目的

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年6月17日公布)により、「建築基準法」の一部が改正され、既存建築物の省エネ性能確保のための改修時における接道義務及び道路内建築制限を緩和するための認定制度が新設されることから、枚方市建築基準法関係事務条例に規定する認定審査事務手数料を新たに設定するものです。

その他、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年6月16日公布)等により、「建築基準法」等の一部が改正されることから、枚方市建築行政事務手数料条例における関連条文の文言整理を行うものです。

2. 内容

- ①既存建築物の省エネ性能確保のための改修時における接道義務及び道路内建築制限を緩和する ための認定制度の新設に伴い、認定審査手数料を 27,000 円に設定(資料1)
- ②「建築副主事」制度の創設等に伴い、条例の文言を整理(資料2)

3. 実施時期等

令和6年(2024年) 3月 定例月議会へ「枚方市建築基準法関係事務条例」及び「枚方市建築行 政事務手数料条例」の一部改正案を提出

> 4月 「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法 律」の一部改正の施行

> > 「枚方市建築基準法関係事務条例」及び「枚方市建築行政事務手数料 条例」の一部改正の施行

4. 総合計画等における根拠・位置付け

① 総合計画 基本目標 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち 施策目標 27 地球温暖化対策に取り組むまち





5. 関係法令・条例等

- ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を 改正する法律
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
- 建築基準法
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- · 枚方市建築基準法関係事務条例
- · 枚方市建築行政事務手数料条例



資料1

現状•改正主旨

- 集団規定のうち、建築物の高さ制限等の形態規制については、大規模修繕等を伴う省エネ改修を行う場 合に、当該工事の内容によらず、既存不適格となっている規定が遡及適用されない。
- 一方、接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等を伴う省 エネ改修を行う場合であっても現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修自体を断念せざるを得ない。

改正概要

○ 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

増改築、大規模修繕等の際は 現行基準適合が必要

「市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕・大規模の 模様替を行う場合 |*は、現行基準を適用しない ※政令で規定予定

<大規模修繕等に際して接道義務等の既存不適格が認められる例>

【施行日:公布の日から2年以内】

接道義務(法第43条第1項)が不適格の例 道路内建築制限 (法第44条第1項)が不適格の例 建築が制限される部分 外壁の省エネ改修 省工ネ改修 (大規模修繕) 既存 (大規模修繕) 利用可能な通路 既存 通行上支障がない庇 2項道路 建築基準法上の道路 建築基準法上の道路 2 m 建築基準法上の道路ではない通路 無接道敷地 4 m

「建築副主事」制度の創設

○ 建築確認等において、現行の建築主事とは別に、小規模な建築物(二級建築士が設計・工事監理できる範囲を想定)に限り法適合性を審査できる資格を創設し、必要な人材を確保。

■建築主事→従前から変更無し ■建築主事 →全ての建築物の適法性を審査 ■ 建築副主事 →小規模な建築物の適法性を審査 階数 全ての建築物を建築主事が審査 全ての建築物を 建築主事が審査 建築副主事 でも審査が可能 ▶ 面積 面積 建築主事 → 一級建築士であること 受検資格 → 一級建築士又は二級建築士であること 建築副主事